

シーサイドバレースキー場譲渡仕様書作成等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、シーサイドバレースキー場譲渡仕様書作成等業務委託（以下「本業務」という。）の受注者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

(1) 件名

シーサイドバレースキー場譲渡仕様書作成等業務委託

(2) 業務目的・業務内容

別紙1「シーサイドバレースキー場譲渡仕様書作成等業務仕様書」のとおり

※仕様書の内容は現時点のものであり、今後の打合せ等で変更する可能性がある。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで。ただし、本契約について、繰越予算に関する議会承認が得られた場合には、令和9年8月31日まで期間を延長できるものとする。なお、議会の承認が得られない場合は、令和9年3月31日をもって業務を打ち切り、検査に合格した履行部分があるときは、発注者は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

(4) 委託料上限額

7,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 選定方式

公募型プロポーザル方式

3 参加要件

本プロポーザルに参加することができる者は、プロポーザル参加申請書受付期限の日において次に掲げる参加要件をすべて満たす者であること。なお、その後に参加に備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (3) 租税を滞納していないこと。
- (4) 糸魚川市または他の自治体において入札参加停止措置を受けていないこと。

(5) 代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が、次のいずれにも該当しない者であること。

ア その役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは、営業所の代表者をいう。以下、この条において同じ。）が糸魚川市暴力団排除条例（平成24年糸魚川市条例第2号）第2条第3号に規定する者（以下、この号において「暴力団員等」という。）であること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められること。

エ その役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められること。

オ その役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すると認められること。

(6) 糸魚川市業務委託等契約希望者名簿に登録されていない事業者が参加する場合は、次の書類を提出すること。

書類	注意事項
① 履歴事項全部証明書の写し	3か月以内に発行された最新のものの。
② 納税証明書の写し	3か月以内に発行された最新のものの。 糸魚川市の納税証明書の写し（納税義務がない場合は不要）及び法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書の写し
③ 財務諸表の写し	最新のものを提出すること。
④ 暴力団等の排除に関する誓約書 （兼同意書）	本市指定様式「暴力団等の排除に関する誓約書（兼同意書）」にて提出すること。

4 実施スケジュール

実施スケジュールは次のとおりとする。ただし、市等の都合により日程を変更する場合がある。

項目	日程
募集開始	令和8年10月15日（木）
質問の受付期限	令和8年10月21日（水）正午まで
質問回答予定日	令和8年10月26日（月）
プロポーザル参加表明書提出期限	令和8年10月30日（金）午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和8年11月10日（火）午後5時まで
審査会（プレゼンテーション）	令和8年11月17日（火）午後予定
審査結果の通知（優先交渉権者の決定）	令和8年11月20日（金）までに通知予定
契約締結	令和8年11月中を予定

5 質問の受付 ~~→現地確認~~（「現地確認」誤記のため削除）

本件に関する質問は、質問書（様式第1号）により電子メールにて受け付けるものとする。送信後に必ず事務局へメール送信した旨を電話し、受信した旨を確認すること。なお、電子メール以外の質問は受け付けない。

(1) 受付期限

令和8年10月21日（水）正午まで

(2) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年10月26日（月）に市ホームページで質問要旨とその回答を公開する。質問者の名称は非公表とする。

6 プロポーザル参加表明書等の提出

上記3参加要件を満たし、本プロポーザルに参加する意思のあるものは、下記によりプロポーザル参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（様式第2号）

イ 会社概要（様式第3号）※主要担当者経歴 業務遂行体制含む

ウ 業務実績（様式第4号）※類似業務の受注実績

エ 「糸魚川市業務委託等契約希望者名簿」に登録されていない事業者が参加する場合は、上記提出書類と併せて、本実施要領中「3参加要件(6)」に記載されている書類を提出すること。

(2) 提出期限

令和 8 年 10 月 30 日（金） 午後 5 時まで（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送。持参による受付時間は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。（郵送の場合は提出期限までに必着）

(4) 留意事項

提出期限までにプロポーザル参加表明書等を提出しなかったものは、以降の手続きに参加できないものとする。

(5) 参加辞退

参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに事務局に連絡するとともに、書面（任意様式）で通知すること。

7 企画提案書等の提出（必須）

プロポーザル参加表明書を提出した者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

なお、提出された書類はその理由に関わらず返却しない。

(1) 提出書類

書類名	提出部数
企画提案書	7 部
見積書	1 部

(2) 企画提案書作成の留意事項

ア 企画提案書は 1 つの提案のみとし、様式は任意とする。

イ 企画提案書の表紙に事業者名を記入すること。なお、押印は不要とする。

ウ 用紙は A 4 判とし、長辺とじの両面印刷とする。ホチキス留めはせず、クリップ留めにする。

エ 企画提案書の枚数は、表紙及び目次を除き 25 ページ以内とする。なお、見積書の枚数は別とする。

オ ページ番号は、表紙及び目次を除き通し番号とし、各ページの下部に印字する。

カ 記載内容については、文書、図等で簡潔、明瞭に表現し、専門知識を有さないものであっても分かりやすい内容、表現とすること。また、文字は原則として、11 ポイント以上の大きさとする。

キ 企画提案書提出後の追加、差し替え及び再提出は認めない。

ク 提出された書類は、返却しない。

ケ 電子メール等の通信事故、及び書類等の郵送・配送の途中の事故（郵送・配送の遅

延を含む)については、本市はいかなる責任を負わない。

(3) 見積書作成の留意事項

ア 見積書は、本業務に要する経費について、仕様書及び提案内容に基づき、適正に積算すること。

イ 見積書は、積算の内訳を明示すること。

ウ 見積書の宛先は、「糸魚川市長」とすること。

エ 見積書には、代表者印を押印すること。

(4) 提出期限

令和8年11月10日(火)午後5時まで(必着)

(5) 提出方法

持参または郵送。持参による受付時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。(郵送の場合は提出期限までに必着)

8 審査

(1) プレゼンテーション

ア 日時

令和8年11月17日(火)午後を予定

時間、場所(市役所内を予定)については別途通知する。

プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。

イ 実施方法

① 30分以内のプレゼンテーションのあと、15分程度の質疑応答を行う。

② 参加者側の出席者は3名以内とする。

③ 説明に際して用いることができる資料は、提出した企画提案書のみとする。

④ 提出した企画提案書資料の放映を可とする。会場には、市がスクリーンとプロジェクターを用意するが、パソコン等必要となる備品類は参加者側が準備すること。

⑤ プレゼンテーションは参加者ごとに個別に行い、非公開とする。

(2) 審査内容

本市において、下記の審査観点等に基づき(庁内審査委員会が)総合的に審査し、審査委員ごとの審査で合計点数が最も高い者を1位とし、1位と順位付けした審査委員数が最も多い参加者を優先交渉権者として選定する。1位が同数の場合は、同数となったものについて2位と順位付けした審査委員数が多いものを上位として決定し、以下同数の場合は、3位、4位と続く。この方法によっても決定できない場合は、審査委員の総得点数が上位の者を選定する。

次点についても同様に決定し、次順位交渉権者として決定することとし、参加者へ通知する。なお、審査内容や結果に対する質問、異議については、一切受け付けない。

また、参加者が1 者の場合であっても審査を実施し、審査の結果、適当と認められた場合は優先交渉権者として選定する。

審査観点及び配点基準

企画提案 (80点)	<p>本業務の趣旨・目的・条件を理解した提案内容であり、仕様書の各業務に対し、具体的な業務内容が示されているか。(20点)</p> <p>本業務を円滑に実施し、業務目的の達成に向け、期待のできる支援、提案内容であるか。(20点)</p> <p>地域振興としての、市全体におけるシーサイドバレースキー場の立ち位置について、提案、整理されているか(20点)</p> <p>地権者やスキー場関係者との合意形成手法が期待できる内容であるか(15点)</p> <p>本市や関係者との役割分担が示され、本市担当者等の業務負担を軽減する提案となっているか。(5点)</p>
業務遂行能力 (15点)	<p>本業務を遂行する上で、十分な体制が確保されているか。(10点)</p> <p>業務遂行スケジュールが適正であるか。(5点)</p>
業務経費 (5点)	<p>見積金額は提案内容に対して適当であるか。(5点)</p>

(3) 審査結果の通知

令和8年11月20日(金)までに参加者へメールで通知するほか、糸魚川市ホームページで公表する。

(4) 優先交渉権者との協議

市は、優先交渉権者と、提出された提案書を基に具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合や、優先交渉権者が失格要件に該当した場合は、市は優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉するものとする。

(5) 契約締結

市と優先交渉権者は、提出された提案書を基に本業務委託に関する具体的な条件等の合意に至った場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約の締結を行う。

(6) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 契約締結時までに参加要件のいずれかを満たさなくなった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- エ その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

9 その他

- (1) このプロポーザルに要する経費はすべて参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等に著作権、肖像権を有する画像、地図等を使用する場合は、参加者の責において許諾を得た上掲載すること。
- (3) 本要領に定めのない事項については、その都度、本市において決定する。

10 問合せ先・書類提出先

糸魚川市観光課 交流観光係 担当：河南^{かなみ}厚宏

〒941-0061 新潟県糸魚川市大町 1-7-11 ヒスイ王国館別館

TEL：025-552-1511（内線 2904）

FAX：025-555-7887

Mail：kanko@city.itoigawa.lg.jp